

# 小・中学校の転校手続きについて

上砂川町教育委員会

## 転出（上砂川町から他市町村へ）

### ①引越日決定

早めに現在在籍している学校へ転出する旨を連絡して下さい。

※就学援助（準要保護）を受けている場合

給食費や学用品費について精算する必要があります。上砂川町は学校を通じて委任払いとなっていますので、各学校に連絡し、手続きして下さい。

引越先でも就学援助を希望する場合は、引越先市町村教育委員会にお問い合わせ下さい。

### ②引越先の学校・教育委員会へ連絡

既に新住所が決まっている場合は、引越先の市町村教育委員会に連絡し、新しい学校を確認して下さい。

新しい学校に、転入予定であることを電話連絡して下さい。

（いつ、どこから転入する予定であるかを伝えて下さい。また、転入にあたり、必要となるものを確認して下さい。）

### ③関係書類を受け取る

現在在籍している学校から、手続きに必要な書類2点を受け取って下さい。

・在学証明書

・教科用図書給与証明書

（多くの場合、最後の登校日に手渡されます。）

### ④役場で転出の手続き

役場1階住民課戸籍年金係で転出の手続きを行って下さい。  
(上砂川町教育委員会に提出する書類はありません。)

### ⑤引越先市町村役場（所）で転入の手続き

引越先市町村の役場（所）で、転入の手続きを行って下さい。

あわせて、教育委員会で転入の手続きを行って下さい。

教育委員会から、入学指定書（新住所に基づいた、通うべき学校を通知する文書）を受け取ってください。

### ⑥新しい学校と転入の手続き

新しい学校に連絡し、転入の手続きを行って下さい。

・在学証明書

・教科用図書給与証明書

・入学指定書

の3点を新しい学校に持参し、提出して下さい。

## 転入（他市町村から上砂川町へ）

### ①引越日決定

早めに現在在籍している学校へ転出する旨を連絡して下さい。

※就学援助（準要保護）を受けている場合

現在お住まいの市町村教育委員会に連絡し、必要な手続きを済ませて下さい。

上砂川町でも就学援助を希望する場合は、上砂川町教育委員会に早めにご連絡下さい。

### ②上砂川町教育委員会へ連絡

既に新住所が決まっている場合は、上砂川町教育委員会に連絡して下さい。

新しい学校に、転入予定であることを電話連絡して下さい。

（いつ、どこから転入する予定であるかを伝えて下さい。また、転入にあたり、必要となるものを確認して下さい。）

### ③関係書類を受け取る

現在在籍している学校から、手続きに必要な書類2点を受け取って下さい。

・在学証明書

・教科用図書給与証明書

（多くの場合、最後の登校日に手渡されます。）

### ④転出の手続き

現在お住まいの市町村役場（所）の担当課で転出の手続きを行って下さい。

（現在お住まいの市町村教育委員会や、学校との手続きに漏れがないかを転出前に必ずご確認ください。）

### ⑤役場で転入の手続き

上砂川町役場1階住民課戸籍年金係で転入の手続きを行って下さい。

あわせて、2階教育委員会で転入の手続きを行います。

前の学校から発行された

・在学証明書

・教科用図書給与証明書

の2点を持参してください。

上記2点を確認し、教育委員会が「入学通知書」を発行します。

### ⑥新しい学校と転入の手続き

新しい学校に連絡し、転入の手続きを行って下さい。

・在学証明書（前の学校が発行）

・教科用図書給与証明書（　　）

・入学通知書（上砂川町教育委員会が発行）

の3点を新しい学校に持参し、提出して下さい。

※引越が決定したが、学期の終わり（年度の終わり）まで、現在の学校に通わせたい場合

「区域外就学」の手続きが必要となります。各教育委員会にご相談下さい。

義務教育の諸学校（小学校、中学校）は、住民票に基づいて指定されるため、原則として引越先市町村で転入手続を終えた日から引越先の学校に通うこととなります。

しかし、学習進度の問題等の理由から、引き続き現在の学校に通うことが望ましい場合、区域外就学の手続きをすることで、上砂川町では最高学年はその学年末まで、それ以外の学年はその学期末まで現在の学校に通うことができます。

なお、登下校については保護者の責任のもと通学させることとなります。